

出荷制限指示後の管理の考え方

－野生のきのこ類－

野生のきのこ類の出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 出荷制限の周知の徹底

県は、出荷制限が指示されている日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、城里町、大子町の7市町の協力を得て、県及び当該市町のホームページや広報誌に当該出荷制限の内容について掲載するなど、出荷制限区域内で採取された野生のきのこ類が出荷されないように周知徹底を図る。

(2) 流通対策

県は、出荷制限が指示された7市町の協力を得て、J A、直売所、卸売市場等の販売事業者に対し、出荷制限区域内の野生のきのこ類を取り扱わないことを要請するとともに、当該販売事業者に対する巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限区域外の市町村から産出される野生のきのこ類については、出荷者に対し、放射性セシウム濃度の出荷前検査の徹底及び、出荷先の記録の保存を要請するとともに、J A、直売所、卸売市場等の販売事業者に対し、出荷者による出荷前検査が行われたことの確認、産地の市町村名等が適正に表示されていることの確認及び、入荷先（加えて、卸売業においては販売先）の記録を保存することを要請し、さらに必要に応じて当該記録の県への提出を要請する。

これらの取組が確実に行われるよう、県及び各市町村は、当該販売事業者に対する巡回指導を行う。